

第 8 回

水上村農業委員会総会

議 事 錄

令和 7 年（2025）年 8 月 7 日  
水上村農業委員会

## 第8回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和7(2025年)8月7日第8回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。(9名)

席番号	氏名	席番号	氏名
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八	12	川原隆治
7	山本広樹		

1. 欠席委員は次のとおりである。(3名)

席番号	氏名
1	藤田円香
4	内田真治
10	川内ひと実

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 農地利用集積等促進計画の決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年8月7日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。  
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和7年第8回農業委員会総会を開会いたします。

藤田委員、内田委員、川内推進委員より欠席届が提出されておりますので、お伝えします。

議事録署名委員を指名します。

3番藤原委員、5番尾前委員にお願いします。

さっそく議事に入ります。

議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

2ページをご覧ください。  
番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字笹ノ尾にある農地 1 筆となります。

地目は台帳、現況ともに畠、面積は 166 m<sup>2</sup>です。

場所につきましては 3 ページの赤枠部分をご覧ください。

高澄公民館の北側に位置します。

また、4 ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2 ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（譲渡）でございます。空き家バンクを利用して、隣接する家屋と共に、譲渡しがされる予定です。

作付（予定）作物は、野菜です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第 3 条第 2 項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

今回の総会より、各種法令一覧については、総会資料の末尾に添付しておりますので、ご確認をお願いします。

まず、

1 号 取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、

2 号 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3 号 信託の引き受けによる取得である場合、

4 号 譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5 号 農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養

畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6号 謙受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合のいずれにも該当しないと思われます。

この件については、山本委員と川原推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、

山本委員、報告をお願いします。

山本委員 8月4日、川原推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり高澄公民館の北側にある農地です。所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

愛甲委員 ここは、●●●●さんとこの家ですか？

事務局 そうです。

議長 その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第27号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

5ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人は資料をご確認ください。

申請地は岩野字石原にございます農地です。

申請理由は、農産物直売所の建設に伴う転用です。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

旧岩野小学校の南に位置します。

また、7ページには計画図を載せておりますので、併せてご覧ください。

現地写真も、8ページに載せております。

申請地は農用地区域外の第3種農地です。

第3種農地と判断する理由は、運用第2-1(1)の工の

(ア)に該当する水道管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、おおよそ500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設、公益的施設があるためです。

農地法第5条第2項及び農地法施行規則に農地等の転用の許可は、次の事項のいずれかに該当する場合にはすることができますとされています。

- 1号 次に掲げる農地又は採草放牧地につき権利を取得しようとする場合。
- イ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。
- ロ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。
- 2号 当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- 3号 申請目的の実現に必要な資力及び信用がないこと、農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がないこと、申請に係る用途に供する見込みがない場合。
- 4号 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。
- 5号 地域における効率的かつ安定的の農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。
- 6号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、所有権を取得しようとする場合。
- 7号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、利用後、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。
- 8号 農地法第3条の規定により、所有権を移転し、又は各種権利を設定することができない場合に該当すると認められるとき。
- 9号 認定経営発展法人から権利を取得する場合。

以上のいずれにも該当しないか、あるいは適切であると思われます。

以上で説明を終わります。

議長 この件についても、山本委員、川原推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、山本委員に報告をお願いします。

山本委員 8月4日、川原委員と事務局、私の3名で現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、旧岩野小学校の南にある農地です。

立地状況から見ても、転用後も周辺農地に支障はないと思われます。

面積等も申請のとおりであれば転用しても問題ないと思われます。以上、報告致します。

議長 ありがとうございます。  
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第28号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に、議案第29号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。

事務局よりお願ひします。

事務局 番号1について説明いたします。

9ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字西ノ園にある農地1筆です。

地目は、台帳及び現況ともに田で、面積は2,397m<sup>2</sup>になります。

場所については、10ページの赤枠部分をご覧ください。

里坊公民館の北東に位置します。

9ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の更新で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10aあたり20,000円です。

次に、番号2です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字下里坊にある農地1筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は480m<sup>2</sup>です。

場所については、11ページの青枠部分をご覧ください。

生善院観音堂猫寺の南西に位置します。

9ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10aあたり10,000円です。

番号の 3 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字下里坊にある農地 7 筆です。

地目はすべて、台帳及び現況とも田で、面積は合計 8, 249 m<sup>2</sup> です。

場所については、11 ページの赤枠部分をご覧ください。生善院観音堂猫寺の南西に点置します。

9 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10aあたり 10,000 円です。

番号 2, 3 については、県営の補助整備の対象農地で、今年 3 月に工事は終了しています。

番号の 4 です。12 ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字中覚井にある農地 1 筆、上宮原にある農地 2 筆、上神揚にある農地 1 筆、下神揚にある農地 1 筆の合計 5 筆です。

地目はすべて、台帳及び現況とも田で、面積は合計 6, 120 m<sup>2</sup> です。

場所については、13 ページの赤枠部分をご覧ください。神揚公民館の周辺に点置します。

12 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の再設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg 11 袋です。

次に、番号 5 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字中覚井にある農地1筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は2,879m<sup>2</sup>です。

場所については、13ページの青枠部分をご覧ください。

神揚公民館の南に位置します。

12ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で25,300円です。

以上のとおりですが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に、都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その許可をしなければならないとされています。

1号 農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。

2号 農林水産省令で定める基準に従い、当該区域に存する農用地等について借受けを希望する者として応募し、公表された者であること。

3号 賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

4号 賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役

割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

□ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

5号 賃借権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られていること。

6号 下記に掲げる土地のいづれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ下記の要件を備えること。

イ 農用地であって、権利の設定又は移転の内容が農地法第5条の規定により許可することができない場合に該当する農地でないこと。

□ 農用地区域内の土地であって、農業振興地域の整備に関する法律の規定にある開発行為に該当し、同法により許可をすることができない場合に該当しないこと。

以上の各要件を満たしていると思われます。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。

(意見なし)

異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

提案した議案は以上のとおりでありますので、第8回農業委員会総会を閉会します。

( 13 時 48 分 )

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤原珠美

署名委員 尾前重徳